

第 5 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成26年9月30日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

## 第5回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成26年9月30日（火曜日）

午前10時0分開議

午後0時25分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成26年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

議案第2号 熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例の制定について

議案第3号 熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

報告第8号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

報告第9号 フィッシャリーナ天草株式会社  
の経営状況を説明する書類の提出について

報告第10号 公益財団法人熊本県立劇場の  
経営状況を説明する書類の提出について

報告第11号 天草エアライン株式会社の  
経営状況を説明する書類の提出について

報告第12号 熊本空港ビルディング株式  
会社の経営状況を説明する書類の提出  
について

報告第13号 豊肥本線高速鉄道保有株式  
会社の経営状況を説明する書類の提出  
について

報告第14号 肥薩おれんじ鉄道株式  
会社の経営状況を説明する書類の提出  
について

報告第40号 平成25年度決算に基づく  
熊本県の財政の健全化判断比率及び  
公営企業の資金不足比率の報告  
について

報告第41号 公立大学法人熊本県立大学の

平成25年度に係る業務の実績に関する  
評価について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）  
について

請第48号 私学助成に関する意見書の提出  
を求める請願

請第49号 消費税増税の撤回を求める意見  
書提出を求める請願

請第50号 県立能楽堂建設及び付属美術館  
建設推進に関する請願

請第51号 今年12月に実施されると発表さ  
れた熊本県山都町大矢野原演習場と熊本  
県益城町高遊原分屯地での日米共同訓練  
の中止を求める意見書を国へ提出するよ  
う求める請願

報告事項

- ①平成25年度熊本県普通会計決算の概要
- ②熊本県幼保連携型認定こども園の設備及  
び運営の基準に関する条例の制定につ  
いて
- ③川辺川ダム問題について

出席委員（8人）

委員長	田代国広
副委員長	杉浦康治
委員	岩下栄一
委員	荒木章博
委員	西聖一
委員	内野幸喜
委員	高野洋介
委員	前田憲秀

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長	田嶋徹
危機管理監	古閑陽一

秘書課長 大村 裕司  
 広報課長 松永 正伸  
 危機管理防災課長 岡田 浩  
 知事公室付政策調整監 白石 伸一  
 総務部  
 部長 岡村 範明  
 理事兼県中央広域本部長兼  
 市町村・税務局長 檜木野 史貴  
 政策審議監 木村 敬  
 総務私学局長 仁木 徳子  
 人事課長 青木 政俊  
 首席審議員兼財政課長 福島 誠治  
 県政情報文書課長 本田 雅裕  
 総務事務センター長 古谷 秀晴  
 首席審議員兼管財課長 吉永 一夫  
 私学振興課長 橋本 有毅  
 市町村行政課長兼  
 県中央広域本部総務部長 原 悟  
 市町村財政課長 竹内 信義  
 消防保安課長 田原 牧人  
 税務課長 斉藤 浩幸  
 企画振興部  
 部長 島崎 征夫  
 政策審議監 柳田 誠喜  
 地域・文化振興局長 田中 浩二  
 交通政策・情報局長 坂本 浩  
 首席審議員兼企画課長 小原 雅晶  
 地域振興課長兼  
 県中央広域本部振興部長 横井 淳一  
 文化企画課長 吉永 明彦  
 政策監兼  
 文化・世界遺産推進室長 本田 圭  
 首席審議員兼  
 川辺川ダム総合対策課長 福山 武彦  
 首席審議員兼  
 交通政策課長 吉田 誠  
 情報企画課長 家入 淳  
 統計調査課長 上田 英典  
 出納局  
 会計管理者兼出納局長 伊藤 敏明

首席審議員兼会計課長 福島 裕  
 管理調達課長 田上 英充  
 人事委員会事務局  
 局長 田中 伸也  
 総務課長 吉富 寛  
 公務員課長 井上 知行  
 監査委員事務局  
 局長 牧野 俊彦  
 監査監 草野 武夫  
 監査監 瀬戸 浩一  
 監査監 千羽 一樹  
 議会事務局  
 局長 佐藤 伸之  
 次長兼総務課長 後藤 泰之  
 議事課長 塘岡 弘幸  
 政務調査課長 富永 章子

事務局職員出席者

議事課主幹 榎原 俊郎  
 政務調査課主幹 福島 哲也

午前10時0分開議

○田代国広委員長 それでは、ただいまから第5回総務常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に8名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託された請願第48号、請第49号、請第50号及び請第51号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第48号についての説明者を入室させてください。

（請第48号の説明者入室）

○田代国広委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

説明をお願いします。

（請第48号の説明者の趣旨説明）

○田代国広委員長 趣旨はよくわかりまし

た。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第48号の説明者退室）

○田代国広委員長 次に、請第49号についての説明者を入室させてください。

（請第49号の説明者入室）

○田代国広委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

（請第49号の説明者の趣旨説明）

○田代国広委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第49号の説明者退室）

○田代国広委員長 次に、請第50号についての説明者を入室させてください。

（請第50号の説明者入室）

○田代国広委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

（請第50号の説明者の趣旨説明）

○田代国広委員長 説明者の方に申し上げます。簡潔に説明をお願いします。

（続）（請第50号の説明者の趣旨説明）

○田代国広委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第50号の説明者退室）

○田代国広委員長 次に、請第51号についての説明者を入室させてください。

（請第51号の説明者入室）

○田代国広委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

（請第51号の説明者の趣旨説明）

○田代国広委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第51号の説明者退室）

○田代国広委員長 次に、本委員会に付託さ

れた議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。説明に当たっては、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いします。

○岡村総務部長 おはようございます。

議案の説明に先立ちまして、職員の不祥事につきましておわびを申し上げます。

去る9月17日に、本県職員が、インターネット上で児童ポルノの動画を不特定多数が閲覧できる状態にしたという容疑で逮捕されました。法令を遵守して職務を遂行すべき県職員が、このような不祥事を引き起こし、県民の皆様の信頼を裏切ることになり、まことに申しわけなく、心からおわび申し上げます。

今回の事件発生を受けまして、各所属において、法令遵守の徹底を図るよう、改めて9月18日付で総務部長名により綱紀粛正の通知を発出いたしました。

今後、さらに研修等の充実を図り、職員一人一人に対して、いま一度法令遵守の意識を徹底させ、県民の皆様の信頼回復に万全を期したいと考えております。

なお、逮捕された職員に対します処分については、詳細な事実を確認した上で、速やかに、厳正に対処する方針でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、議案第1号といたしまして、梅雨前線豪雨及び台風に伴う災害対策や国の好循環実現のための経済対策関係など、合計で約18億7,900万円を計上させていただいております。

このほか、熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例の制定等の条例案件につきまし

ても、あわせて御提案申し上げております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○田代国広委員長 次に、財政課長から、平成26年度9月補正予算等の概要について、簡潔に説明をお願いします。

○福島財政課長 財政課でございます。

A4横の総務常任委員会説明資料をお願いいたします。

資料の1ページをお願いいたします。

9月補正予算の概要です。

今回の一般会計補正予算は、6月2日から7月20日までに断続的に発生しました梅雨前線豪雨や台風に伴う災害復旧等の予算を計上するとともに、国の経済対策関係の追加内示分の予算を計上しております。

また、そのほかの通常分として、ロアッソ熊本のJリーグ存続を図るための出資や難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に向けた事業などを計上いたしております。

これらによりまして、9月補正予算は総額18億7,900万円の増額補正となり、補正後の予算規模は7,381億6,300万円となります。

2ページをお願いいたします。

歳入予算の内訳です。

今回の補正予算は、災害復旧に係る国庫負担金や国の経済対策の追加内示を初め、国庫補助を活用した事業の関係で、3ページの9の国庫支出金が多くなっております。

13の繰越金は、今回の補正予算に伴う一般財源に充てるものでございます。また、15の県債は、災害復旧などに充当するものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出予算の内訳です。

まず、1の一般行政経費は、ロアッソ熊本を支援するための出資や難病対策に要する経費などにより、約3億9,000万円を計上いたしております。

5ページの2の投資的経費では、国の経済対策の追加内示や災害復旧事業などで約14億8,900万円を計上いたしております。

それぞれ説明欄に、補正額に係る主な事業を記載させていただいております。

6ページをお願いします。

今回の補正に伴い、必要となる地方債の補正でございます。

以上が9月補正予算の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○田代国広委員長 次に、関係課長から順次説明をお願いします。

○吉永管財課長 管財課でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定のお願いでございますが、これは来年度改修工事を予定しております球磨、天草両総合庁舎の空調設備に関するものでございます。

球磨と天草の空調設備は、ともに直近で平成7年に改修しておりますが、改修後、設備の耐用年数とされております15年を超えて19年が経過しておりまして、熱源機器の燃料効率の低下や停止といった故障も多くなっておりますことから、早期改修が必要な状況でございます。

このため、本年度に設計を実施し、来年度に改修工事を予定しておりましたが、入札など手続を早めれば、来年夏場の空調運転を始める前に工事が完了できる見込みでございます。

この改修工事に要する適切な工期を確保した上で、来年夏場の空調運転の前に工事を完了するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

管財課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○斉藤税務課長 税務課でございます。

資料の9ページをお願いいたします。

配当割交付金で、2億7,863万円余の増額補正をお願いしているところでございます。

これは説明欄に記載のとおり、上場株式などの配当金などに課税される個人県民税配当割が、景気回復などにより、平成25年度分が予想以上に増収となったことに伴う市町村に対する交付金を増額する必要があることから、今回増額補正をお願いするものでございます。

税務課は以上でございます。

○横井地域振興課長 地域振興課でございます。

資料の11ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、300万円の増額補正をお願いしております。

企画推進費のロアツ熊本支援県民運動推進事業につきましては、ロアツ熊本を運営する株式会社アスリートクラブ熊本に対する出資でございます。

今回の出資は、Jリーグにおきまして、債務超過であるクラブにはライセンスを交付しないという財務基準が設けられ、なおかつ予定を前倒しして導入されることとなったため、緊急的な措置として、アスリートクラブ熊本からの要請に応じて出資するものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○家入情報企画課長 情報企画課でございます。

11ページの下段をお願いいたします。

計画調査費として、1,529万3,000円の増額をお願いしております。

内訳といたしましては、説明欄に、社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業とありますとおり、番号制度の導入に当たり、県において整備しなければならない団体内統合利用番号連携サーバーというシステムの設計に係る経費でございます。

財源につきましては、国庫補助金の補助率が10分の10とされており、上限額が設定されており、一部一般財源からの支出をお願いしております。

なお、番号制度導入に伴うシステム整備に要する経費につきましては、番号制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう、知事会等を通じ国に対して要望しているところであり、今後も引き続き要望を行ってまいります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○青木人事課長 人事課でございます。よろしく申し上げます。

資料12ページをお願いいたします。

ここからは条例案の説明でございます。

12ページ、議案第2号熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例の制定についてでございます。

資料の18ページ、条例案の概要で説明をさせていただきます。

ここで、1、条例制定の趣旨の説明に入ります前に、まず本条例制定の経緯について、若干補足をさせていただきたいと存じます。

昨年6月に閣議決定された国の日本再興戦略におきまして、女性の採用登用の促進や男女の仕事と子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組むこととされ、その具体策の一つとしまして、配偶者の転勤に伴う離職への対応が掲げられました。これを受けて、配偶者同行休業制度を導入するための地方公務員法の改正などが行われ、

施行されておるところです。

以上が条例制定に至った経緯でございます。

それでは、18ページに沿って説明させていただきます。

1、条例制定の趣旨についてでございますが、本県においても、先ほど申し上げたような経緯を踏まえ、有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活をともにするための休業制度を創設するものでございます。

なお、ここで言う配偶者は、本県の職員であるかどうかを問いません。

次に、2、主な条例の内容についてでございます。

(1)休業が認められる事由は、職員が、勤務等により外国に住所または居所を定めて滞在する配偶者と生活をともにすることとしております。

(2)休業の申請及び承認については、公務の運営に支障がないと認められるときは、勤務成績等を考慮し、休業を承認することができるものとしております。

(3)休業の期間は、3年を超えない範囲内としております。

(4)代替職員の任用につきましては、職員の配置がえなどの方法によりまして、休業の申請をした職員の業務を処理することが困難な場合は、代替職員を任用することができるものとしております。

(5)復職時の取り扱いにつきましては、職務復帰後、他の職員との均衡上調整が必要な場合は、号給の調整を行うことができるとしております。

3、施行期日は、制度を導入するに当たり、必要な準備期間及び周知期間を確保するため、平成27年1月1日としております。

続きまして、19ページ、議案第3号熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

でございます。

めぐりまして20ページ、条例改正案の概要で説明をさせていただきます。

1、条例改正の趣旨についてでございます。

先ほど御説明したとおり、地方公務員法の改正が行われ、配偶者同行休業制度について規定されたことに伴い、人事行政の運営等の状況の公表について定めた地方公務員法第58条の2において、報告しなければならない事項に休業が加えられました。この改正に伴い、規定を整備するものでございます。

2、主な改正内容についてでございます。

条例第3条で定めております人事行政の運営の状況に関し、任命権者が知事に報告しなければならない事項に、職員の休業の状況を加えるものでございます。

3、施行期日につきましては、公布日を施行日としております。

人事課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福島財政課長 財政課でございます。

21ページをお願いします。

議案第4号、手数料条例の一部を改正する条例の制定でございます。

説明は、ちょっと飛びますが、42ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨ですが、今回の改正は、全て薬事法等の改正に伴う手数料の規定の整備でございます。

そこに法改正の概要を記載しておりますが、法律名が、薬事法から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に改められるほか、再生医療等製品が新たに定義されるとともに、医療機器等の製造業が許可制から登録制に変更されるなどの改正が行われております。

法の施行日は、本年11月25日となっております。

次に、2の主な改正内容でございます。

まず、(1)が、新たに手数料を設けるものでございます。14項目あります。

まず、①から⑧が、新たに再生医療等製品が定義されたことに伴います手数料の新設でございます。次に、⑨から⑭が、医療機器等の製造業が許可制から登録制に変更されたことに伴い、手数料を新たに設けるものです。

なお、①から⑭の額につきましては、所要経費、他県との均衡等踏まえまして算定をしております。

次に、43ページをお願いします。

(2)が、手数料を廃止するものでございます。34項目ございます。

医療機器等の製造業が許可制から登録制に変更されたことに伴う、許可に関する手数料の廃止等でございます。

(3)は、その他の規定の整理でございますが、今回法律名が改められたことに伴います文言整理、さらには、法改正に伴い生じた根拠条文のずれなどを整備するものです。

3の施行期日は、法律の施行日と同じ、本年11月25日としております。

最後に、4のその他でございますが、今回改正する手数料を県の収入証紙で収入するものがあるため、収入証紙条例の一部改正をあわせて行うものでございます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○斉藤税務課長 税務課でございます。

資料の44ページをお願いいたします。

第5号議案熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料45ページの条例の概要で御説明申し上げます。

地方税法の一部改正等に伴う改正でございます。

主な改正内容としましては、(1)は、耐震性不足の認定を受けたマンションにつきまし

て、建てかえなどのためにマンション敷地売却組合が設立された場合、当該組合を公益法人などとみなし、法人県民税法人税割を、収益事業から生じた所得に対し課税するものでございます。

(2)は、納税環境整備の一環として、また県民への周知を図るために、コンビニエンスストアにおきまして、自動車税に加え、個人事業税及び不動産取得税が納付できるように、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、(1)は平成26年12月24日、(2)は公布の日でございます。

税務課は以上でございます。

○本田県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

報告第8号、報告第41号の2件の報告につきまして、関連いたしますので、一括して報告をさせていただきます。

まず、資料46ページをお願いいたします。

報告第8号公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

別冊資料により御説明申し上げます。別冊資料は、表紙に、平成26年9月、公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類と記載しているものでございます。

主な項目につきまして御説明申し上げますとさせていただきます。

別冊資料、2枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

1ページから2ページは、法人の役員、審議機関、学生数等の大学の概要及び組織図等に関する記述でございます。この点につきましての説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

平成25年度の事業の実施状況についてでございます。

教育、研究、地域貢献などの項目につきまして、5ページまでの記載となっております。



す。

まず、教育に関しましては、国立水俣病総合研究センターと連携大学院協定を締結したこと、管理栄養士国家試験の合格率向上の取り組みを強化し、合格率100%を達成したことなどが主な取り組みでございます。

次に、研究に関しましては、有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究の一環として行っております研究が、森林計画学会賞を受賞したこと等が主な取り組みでございます。

地域貢献に関しまして、新たに3市町村との間に、地域における人材育成、産業振興、地域づくり活動など、さまざまな分野における相互協力について、包括協定を締結したこと等が主な取り組みでございます。

このほか、国際化、学生支援、業務運営の改善、効率化などにつきまして、資料記載のとおり取り組みが実施されているところでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

財務諸表でございます。

6ページが貸借対照表、7ページが損益計算書でございますが、7ページ、損益計算書の一番下の欄でございますように、当期総利益は1億1,800万円余となっております。

当期総利益につきましては、地方独立行政法人法第40条の規定に基づきまして、教育、研究の質の向上、組織運営、施設設備の改善等に充てることとされておるところでございます。

8ページをお願いいたします。

昨年度、委員から、県立大学が果たしている役割等を客観的に見ることでできる資料について御意見をいただいております。このことから、8ページから15ページまでに、地域別入学者数、県内外の就職状況など、県立大学の概況をあらわす主な指標について、近年の推移及び九州各県の公立大学との比較を行った資料を添付させていただいております。

まず、9ページをお願いいたします。

地域別入学者数につきましては、75%から80%程度が県内出身者でございまして、他大学と比しまして、その割合が高い傾向にあるところでございます。

10ページをお願いいたします。

進路状況につきましては、まず就職率について、過去5年間で最高となっております。他大学も、同様に高い水準を示しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

県内への就職者の割合は、56%から61%程度で推移しておりまして、直近2年間では減少傾向にあるようでございます。

12ページをお願いいたします。

業種別でございます。民間、その他が増加傾向にございまして、教育、公務員等につきましては横ばいとなっております。

13ページをお願いいたします。

地域からの受託研究、地域との協働研究、授業公開講座の実施状況など、地域貢献の状況でございますが、他大学と比しまして、非常に高い件数を示しているところでございます。

14ページをお願いいたします。

外国人の留学生受け入れにつきましては、姉妹提携校、交流締結校等を中心に20名の留学生を受け入れておるところでございます。協定締結校数は徐々に増加しております。

15ページをお願いいたします。

管理栄養士国家試験合格率につきましては、平成25年度の試験におきましては100%の合格となったところでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

平成26年度の事業計画でございます。

事業計画では、まず教育の質の向上といたしまして、外国語教育の充実に向けた取り組みなどでございます。

特色のある研究の推進としましては、有明

海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究の推進などが計画されてございます。

さらに、地域貢献活動のさらなる推進といたしまして、文部科学省補助事業である知の拠点整備事業への応募を行うこととされておりますが、本年7月末に、237件中25件の採択という厳しい競争を経て採択をされております。

本事業を通じて、より一層地域再生、地域活性化に貢献する大学に向けたさまざまな取り組みが計画されているところでございます。

17ページの予算をお願いいたします。

26年度の予算規模といたしましては、総額24億5,700万円余でございます。財源といたしましては、授業料収入、県が交付する運営費交付金などとなっております。

県立大学の経営状況の説明につきましては以上でございます。

次に、委員会資料が55ページでございますが、報告41号、公立大学法人熊本県立大学の平成25年度における業務の実績に関する評価についてでございます。

これにつきましても、別冊資料をお願いいたします。別冊資料は、表紙に、平成25年度、公立大学法人熊本県立大学業務実績評価書と記載してございます。

この報告は、地方独立行政法人法28条の規定に基づきまして、各年度の業務の実績に係る熊本県公立大学法人評価委員会における評価結果について、知事は、その旨を議会に報告することと定められているものでございます。

本年度の評価委員会は、7月22日に第1回、8月12日に第2回の委員会が開催され、県立大学からの事業概要の報告、質疑の後、評価の審議が行われ、評価書として取りまとめいただいたものでございます。

評価書の1ページをお願いいたします。

1ページから2ページにかけては、業務実績の全体評価が記述されているところでございます。

取り組み内容につきましては、先ほどの経営状況を説明する書類の説明における事業の実施状況と重複いたしますので、簡潔に申し上げさせていただきます。

まず、教育につきましては、管理栄養士試験における合格率100%の達成、国立水俣病総合研究センターとの連携大学院協定の締結、英語合宿の試行、食健康科学科の研究プロジェクトの推進等が着実な取り組みとして評価されております。

次に、研究につきましては、有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究の取り組みにおいて、29課題に着手し、17件の外部資金を獲得したこと等が評価されております。

地域貢献につきましては、新たに3市町村との包括協定の締結、また、社会的課題である防災をテーマとした公開講座の開催等が評価されております。

また、国際交流につきましては、水銀研究留学生奨学金制度の導入を決定したこと、また、業務運営等につきましては、全学教育推進センターの設置を決定したこと等が評価されております。

以上のことから、2ページの上段、第2段落目に記載のとおり、平成25年度の取り組みにつきましては、年度計画を順調に実施していると評価されているところでございます。

ただし、学部志願者数2,000人の確保が達成できなかった点、総合管理学部の改組について、継続して検討することとなった点、情報セキュリティーポリシーの見直しが見送りととなった点については、年度計画が達成できなかったことから、早期に達成するよう指摘されているところでございます。

3ページ以降には、各項目ごとの評価が記載されておりますが、説明は省略をさせてい

たきます。

平成25年度の業務実績の評価の説明につきましては以上でございます。

報告第8号、第41号について、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○横井地域振興課長 地域振興課でございます。

47ページをごらんください。

報告第9号フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

説明につきましては、別冊のフィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類により行います。

別冊資料の1ページをお開きください。

まず、会社の概要でございます。

フィッシャリーナ天草株式会社は、上天草市樋合島におけるマリーナの運営や、船舶の附属品の販売及び船舶整備等を主な事業としております。

資本金は、3億3,500万円でございます。

役員につきましては、下段のほう、代表取締役社長が川端上天草市長で、以下、ごらんとおりとなっております。

2ページをお開きください。

株式の状況ですけれども、本県や上天草市など、8名が株主となっております、本県所有の株式数は3,220株、全株式の48%でございます。

3ページをお開きください。

次に、平成25年度の決算について御説明いたします。

まず、事業報告でございます。

平成25年度は、平成28年度までの単年度黒字化を目標に策定した中期経営戦略に基づき、マリーナの積極的なPR活動や利用者向けサービスの向上など、営業活動の強化に努めた結果、営業収入に直結する保管隻数が84隻を確保いたしまして、4期連続の増加とな

りました。

それに伴い、部品、作業売り上げ及び燃料費売り上げも大幅に増加したことから、売上高は7,399万円余りとなり、中期経営戦略の計画目標を868万円余り上回りました。

また、減価償却前利益は290万円の損失を計上したものの、中期経営戦略の目標を235万円上回り、さらに施設来場者数も前年度を上回る6,845名となるなど、あらゆる実績で目標を上回る結果となっております。

ただし、当施設を取り巻く経営環境は依然として厳しいと見込まれることから、中期経営戦略の着実な遂行を期していくために、引き続き、営業強化の取り組みを初めとした一層の増収対策や、正副社長による運営会議を通じた経営管理の徹底を図っているところでございます。

次に、5ページの収支決算書についてでございます。

平成25年度の売上高は、上段にございましており、7,399万円余り、また、一番下の段になりますけれども、当期純利益はマイナスの688万円余りとなりました。

次、貸借対照表及び財産目録について、6ページ、7ページに記載しておりますけれども、説明は省略させていただきたいと思っております。

また、8ページ以降に平成26年度事業計画、9ページに収支予算書を掲載しておりますけれども、いずれも、先ほど御説明いたしました、平成25年度の事業報告及び収支決算とおおむね同様の内容となっておりますし、予算規模もおおむね同程度となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況について御報告申し上げます。

説明資料の48ページ、報告第10号でございますが、お手元の別冊、公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類により御報告申し上げます。

まず、1ページをお開き願います。

事業報告でございます。

昭和57年に、本県の芸術文化の振興のため設立された財団法人熊本県立劇場は、公益法人に係る制度改革に伴いまして、平成24年4月1日をもって公益財団法人に移行いたしました。

平成25年度の県立劇場への入場者数及び施設利用率についてでございますが、県立劇場への一般入場者、文化事業への入場者等及び演劇ホールの利用率は前年度を上回り、コンサートホールの利用率については、前年度比でマイナス0.4ポイントと、ほぼ横ばいという状況でございました。

2ページの収支決算の状況をごらんください。

事業活動収入は4億3,460万円余、事業活動支出については4億2,170万円余となっており、平成25年度の事業活動収支としては1,290万円余の黒字となっております。

なお、当期収支差額が、電気料金の値上げ等により239万円余の赤字となっておりますが、前期繰越収支差額から差し引いた次期繰越収支差額は996万円余の黒字であり、財務の健全性は保たれております。

2ページ、下の表をごらんください。

管理運営業務の委託料は、前年度と同額の3億7,480万円となっております。

3ページをお開きください。

(2)の使用料の収納業務についてでございますが、収納額としては、駐車場使用料は前年度をやや上回ったものの、施設等使用料が前年度を下回り、総額としては前年度比で約228万円減となっております。

(3)の主要施設の利用率については、先ほど御説明しましたので割愛させていただきます

す。

(4)の文化事業についてでございますが、①の芸術文化の創造拠点として取り組む事業、及び5ページの②の芸術文化の普及拠点として取り組む事業等を実施しております。

7ページから21ページまでは、先ほど概要を御説明した、平成25年度決算に関する財務諸表でございます。

まず、7ページから10ページまでが、収支計算書及び内訳表でございます。内容につきましては、先ほど御説明したとおりです。

12ページには、貸借対照表を掲載しております。

I、資産の部の一番下、昨年度末時点の資産の合計は約2億1,336万円余であり、昨年度で約810万円の増となっております。

また、表の下から2段目、昨年度末の正味財産の合計は9,600万円余となっております。

14ページから21ページまでが、正味財産増減計算書及び財産目録でございます。

以上が平成25年度の事業の概要及び決算の状況でございます。

次に、22ページをお願いします。

平成26年度の事業計画及び予算について御説明いたします。

平成26年度は、第3期の指定管理者の3年目として、引き続き県立劇場の管理運営業務を行うとともに、舞台芸術を中心とした文化事業を実施することにより、芸術文化の振興を図ることとしております。

23ページをお願いします。

平成26年度の予算でございますが、経常収益の合計が約4億3,173万円余、経常費用の合計が約4億3,852万円余で、24ページ表の当期経常増減額は、平成25年度とほぼ同額となっております。

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況の報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○吉田交通政策課長 説明資料の49ページから52ページ、報告第11号から第14号まで、交通政策課で所管しております三セク4社につきまして、それぞれ別冊資料により御説明させていただきます。

まず、報告第11号、天草エアライン株式会社の経営状況でございます。

別冊、天草エアライン株式会社の経営状況を説明する資料をごらんください。

まず、1ページをお開きください。

事業報告について御説明いたします。

平成25年度は、重整備やエンジン交換による計画運休が発生したものの、マスメディア広告による宣伝や、各種利用促進策及び世界サンタクロース会議による天草地域の知名度向上に取り組んだ結果、平成22年度以降、4年連続で旅客数が増加し、利用者数は7万6,387人、前年度から見て9,678人の増加となりました。利用率も58.7%となり、前年比で6.8ポイント上昇いたしました。

2ページ及び3ページにかけては、株式の状況、取締役及び監査役の氏名などの会社概要を、本年7月1日現在で記載しております。

4ページをごらんください。

収支決算書について御説明申し上げます。

まず、営業収益の売上高7億3,277万円余りに対し、営業費用は9億4,378万円余り、販売費及び一般管理費は8,437万円余りとなり、営業損失は2億9,538万円余りとなりました。

なお、県、天草市、上天草市及び苓北町からの安全・安定運航継続のための機材整備補助金3億1,400万円余りを特別利益に計上したことなどにより、税引き後の当期利益は1,288万円余りとなりました。

貸借対照表及び財産目録については、5ページ及び6ページに記載しております。

次に、平成26年度の事業計画について御説

明いたします。

7ページをお開きください。

天草エアラインでは、平成26年度においても、安全運航を第一に、定時性及び利便性の確保に努めていくこととしております。引き続き、厳しい経営環境が予想されるため、地元の天草空港利用促進協議会等と一体となって、より一層の増収、利用促進に取り組むこととしております。

また、天草エアラインは、県外からの医師の通勤手段となるなど、天草地域において重要な役割を果たしております。そこで、経年劣化による整備費の高どまり等が懸念される現有機材のDHC8-100の代替機材として、新機材のATR42-600の導入を予定しております。

8ページをごらんください。

26年度の収支予算書について御説明いたします。

平成26年度の売上高は、各種利用促進策及び世界サンタクロース会議による天草地域の知名度向上策の継続などにより旅客数増が見込まれることから、7億5,435万円余りと、昨年度から2,158万円程度の増収を見込んでおります。

一方で、費用につきましては、人件費削減等により一層の経費削減努力を行うとともに、平成26年度、機体の重整備費用が大幅に減少することから、営業損失は、昨年度より大幅に改善し、1億2,502万円余りで見込んでおります。その結果、税引き後の当期利益は2,522万円余りで見込んでおります。

天草エアライン株式会社については以上でございます。

続きまして、熊本空港ビルディング株式会社の経営状況について御説明いたします。

同様に、お手元の別冊、空港ビルディング株式会社の経営状況を説明する書類により御説明をいたします。

まず、1ページのほうをごらんください。

平成25年度の事業報告について御説明いたします。

平成25年度の阿蘇くまもと空港の利用状況につきましては、国内線の旅客数実績は295万6,433人で、対前年度比105.2%、人数にして14万5,872人の増加となりました。全国規模のコンベンションが熊本で多く開催されたことや景気の回復基調により、東京線を初め全路線が好調であったため、前年度を上回る結果となりました。

国際線の旅客数実績は4万5,756人で、前年度比130.6%、人数にして1万732人の増加となりました。これで国内・国際線合わせて300万人を超えております。

国際線につきましては、円安・ウォン高により韓国人旅客数が伸び、定期便のソウル線が好調であったことと、台湾線のチャーター便が過去最高の115便になるなど、チャーター便も好調であったということにより、前年度を大幅に上回る結果となりました。

国内航空貨物の取扱量は1万6,136トンで、前年度比93.5%となりました。機材の小型化や物流の変化の影響により減少傾向が続いております。

3ページをお開きください。

3ページ及び4ページにかけては、株主名簿、取締役及び監査役の氏名など、会社の概要を、本年7月1日現在で記載しております。

5ページをお開きください。

平成25年度の収支決算書について御説明を申し上げます。

営業収益は、航空会社やテナント等からの賃貸料や直営レストラン収入等により、15億6,177万余りとなっております。

一方、純仕入高と販売費及び一般管理費の合計が13億732万円余りとなっており、その結果、営業利益は2億5,444万円余り、これに営業外損益を加えた経常利益が3億3,096万円余りとなり、最終的な当期純利益は2億

1,583万円余りの黒字で、前年度と比べ増収、増益となっております。

貸借対照表及び財産目録については、6ページから8ページに記載しております。

次に、平成26年度事業計画について御説明いたします。

9ページをお開きください。

平成26年度は、消費税増税後の景気減速への懸念もあって、景気の一時的な落ち込みは避けられない状況にあり、また、スカイマークの撤退等による空室等の減収要因があるため、将来に向けて、乗降客数の維持、拡大や収益力の向上を目指して取り組んでいく必要があります。

このような中、平成26年度の主な事業内容といたしましては、送迎デッキの改修工事、ビジネスラウンジの拡張工事、国際線ターミナルビル内の施設の改修工事、レンタカー送迎所の整備などに取り組んでいくこととしております。

10ページをお開きください。

平成26年度の収支予算書について御説明いたします。

平成26年度は、営業収益として、賃貸料収入などで14億9,578万円余り、費用として、純仕入高と販売費及び一般管理費で12億4,664万円余りを見込んでおり、営業利益としては2億4,913万円余り、経常利益としては3億1,143万円余りを見込んでおります。最終的な当期純利益は、平成25年度より1,234万円ほど少ない、2億348万円余りを見込んでおります。

以上で報告を終えさせていただきます。

続きまして、豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況について御説明いたします。

説明資料51ページ、報告第13号でございます。

同様に、別冊、豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類により御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

本株式会社は、JR豊肥線の熊本駅から肥後大津駅の間、22.6キロの電化を行うため、平成9年11月に設立されました。国からの補助金、県や沿線市町、JR九州からの出資金及び銀行からの借入金を財源に、電化施設の整備や車両の購入を行い、それらをJR九州に貸し付け、その使用料を会社の収入としています。

平成25年度の売上高であるJR九州からの使用料収入は1億5,240万円と、計画どおりでございます。

営業費用については、電化施設と車両の減価償却が進んだことにより、売上原価が減少し、当期純利益は、前事業年度の1,874万円余りの損失に対し、1,928万円余りの黒字となりました。

2ページをごらんください。

2ページ及び3ページにかけては、株式の状況、役員の名等、本年7月1日現在の会社概要を記載しております。

4ページをごらんください。

収支決算書でございます。

まず、営業損益の部でございますが、先ほど御説明したとおり、売上高は1億5,240万円余り、営業費用のうち、売上原価が1億1,649万円余り、販売費及び一般管理費が1,153万円余りであり、営業利益は2,436万円余りとなっております。

営業外損益の部ですが、営業外収益としまして、受取利息、雑収入が1万円余り、営業外費用は、支払利息が238万円余りであり、税引き後の当期純利益は1,928万円余りとなっております。

貸借対照表については、5ページに記載しております。

6ページをお開きください。

平成26年度の事業計画でございます。

引き続き、JR九州からの使用料収入によって収益を確保し、長期債務について、計画

的に返済を行うこととしております。

7ページをごらんください。

平成26年度の収支予算書でございます。

営業損益の部でございますが、営業収益は、昨年度と同じ、1,524万円を見込んでおります。そこから、営業費用である売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いて、営業利益は3,920万円余りを見込んでおります。その結果、営業外損益を加味した税引き後の当期純利益は3,827万円余りを見込んでおります。

以上で報告を終えさせていただきます。

続きまして、肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況について御説明いたします。

説明資料は52ページ、報告第14号でございます。

同様に、別冊の経営状況を説明する書類により御説明いたします。

1ページをお開きください。

まず、事業報告について御説明いたします。

平成25年度は、開業10周年を迎え、県や沿線自治体と連携し、各種の利用促進事業を行うとともに、平成25年3月に運行開始した観光列車「おれんじ食堂」を中心に、国内外の旅行エージェントへの販売促進強化等を図り、利用者数は、対前年度比で2万人増の約139万人となりました。

収支面では、旅客運輸収入や受託工事収入等が増加しましたが、人件費や施設設備費用等も増加しまして、平成25年度の当期損失は1億194万円余りとなったところでございます。

2ページ目には、平成16年度開業からの経営状況を示しております。

3ページ目をお開きください。

3ページ及び4ページにかけては、株式の状況や役員の名等、本年7月1日現在の会社概要を記載しております。

5ページをお開きください。

収支決算書について御説明申し上げます。

まず、営業損益の部でございますが、営業収益の売上高14億6,640万円余りに対し、営業費は、売上原価が13億2,733万円余り、販売費及び一般管理費が4億7,723万円余りであり、合わせて18億457万円余りとなり、営業損失は3億3,816万円余りとなりました。

次に、営業外損益の部ですが、主に国、県及び地元自治体からの補助金等による特別利益は5億2,069万円余りとなり、税引き後の当期損失は1億194万円余りとなりました。

貸借対照表及び財産目録については、6ページに記載しております。

7ページをお開きください。

平成26年度の事業計画でございます。

観光列車「おれんじ食堂」の活用などにより、営業力を強化し、売り上げ向上を図るとともに、老朽化した施設の計画的な整備やプロパー社員の養成等を進め、経営の安定化や安全運行に努めてまいります。

8ページをごらんください。

26年度の収支予算書でございます。

営業収益は、おれんじ食堂の運行や会社主催の旅行事業に伴う収入、受託工事収入等の増額が見込まれることから、19億2,318万円余りと、昨年度より3億円を超える増収を見込んでおります。

営業費用につきましては、鉄道施設の整備費、さらには「おれんじ食堂」の売上原価の増加が見込まれることから、24億5,160万円余りと見込んでおります。

結果、平成26年度の営業損益は、前年度より1億415万円余り損失が増加し、5億2,841万円余りの損失を見込んでおります。

以上、交通政策課の報告を終えさせていただきます。

○福島財政課長 財政課でございます。

委員会説明資料の53ページをお願いいたします。

報告第40号平成25年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告でございます。

54ページの概要で御説明させていただきます。

1の趣旨に記載しておりますとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、通常財政健全化法と呼んでおりますが、この規定によりまして、平成25年度決算に基づく健全化判断比率等につきまして、監査委員の審査に付して報告するものでございます。

なお、監査委員の審査意見は別冊につけておりますが、いずれの比率も正確に算定、作成されているものと認められたとの御意見をいただいております。

では、2の健全化判断比率の表をごらんください。

財政健全化法に基づき、地方自治体の財政の健全性を図る指標として、4つの指標がございます。

まず、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字比率につきましては、一般会計等の赤字、さらには全ての会計を対象とした赤字の大きさを見るものでございますが、本県におきましては、いずれも赤字が生じておりませんので、指標に該当はございません。

次の③の実質公債費比率につきましては、地方債の返済額等が財政規模に対してどれだけの割合になるかを示すものでございます。25年度決算では13.9%と、24年度の14.6%から0.7ポイント改善をいたしております。

次の④の将来負担比率につきましては、地方債など現在抱えております負債が、財政規模に対してどれだけの割合になるかを示すものでございます。25年度決算では198.9%と、24年度の201.1%から2.2ポイント、こちらの比率につきましても改善をいたしております。

改善した理由でございますが、いずれの比率におきましても、最も大きな理由は、通常



県債の残高が低下してきていることでございます。

なお、実質公債費比率も将来負担比率も、その表の右側の参考欄に記載の早期健全化基準や財政再生基準には該当いたしておりません。

それから、3の資金不足比率でございます。

対象となる公営企業会計は、ここに掲げている8会計でございますが、いずれの会計におきましても資金不足は生じておりませんので、この指標については該当はございません。

以上、よろしく願い申し上げます。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 あんまり資料が多過ぎて頭の中がぼんやりしていますけれども、県立大学なんですけれども、管理栄養士の合格者数が7割を切るか切らぬかという状況があって、大学内で随分努力、検討されて、100%今回クリアされたということで、随分努力されたなと思いますし、評価したいと思うんですね。

それで、管理栄養士になった人たちの就職先というか、就職状況というのが一つちょっと気になるというのが1つと、それから、よくこういうデータを出す場合に、最初から通りっこない人は受けさせなくて、通る人だけ受けさせて100%というのがよく——ほかの場面です。ここだとは言っていないけれども、そういうケースがあるんだけれども、これはみんな受けているわけですか、希望者は。

○本田県政情報文書課長 今2点、まず、管

理栄養士の就職状況でございますが、病院、その他の状況であったかと思えます。

それから、受験の状況でございますが、合格者数の推移から見まして、ほぼ全員が受験をしているという状況だったかと思えます。

大学に確認しましたときに、確かに受けられるだけの学力がない者との話し合いというのは行ったというふうには聞いております。ただ、それは非常にわずかな数であったというふうにお伺いしております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 そうですか。通らぬ人はもう受けるなど、最初からですね。そういう話だったんですかね。

○本田県政情報文書課長 受けるなという指示が行われたわけではなく、大学のほうで、いわゆる学力といいますか、そのあたりのことを踏まえて学生と相談をされたというように聞いております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 そうですか。ありがとうございます。

就職先は、特定給食施設とか老人関係の施設がふえて、これから随分需要があると思うんですね、就職先としては。ぜひ県立大学の出身者には頑張ってほしいと思うんですけれども、ちょうど今食の非常に大事さが言われて、食育とかいろんな面、まあ教育の現場での食育とかいろいろございますので、県大出身の管理栄養士が、いろんなそういう場面で活躍いただくように、一応議会として希望しておきます。

○内野幸喜委員 県立大学の概況のところ、いろんなデータを出していただいているんですけれども、ここで県内高校出身者数80.6%と。この下のほうの参考のところを見

ると、ほかの主要公立大学の県内比率に比べて極めて高いんですね。これは評価していいものかどうか。

例えば、他県の学生からすると、魅力がないから県立大を受けないのか、もしくは、県内の高校生が、他県の公立大学に比べて県立大学は非常にいいから、わざわざ他県の大学より県立大学を受けようとか、その点はどういうふうに率直に捉えていますか、このデータについては。

○本田県政情報文書課長 資料が、経営状況を説明する書類の9ページに、今回から大学の概況ということで資料をつけさせていただいております。

地域別入学者数ということで、本県の割合が80%内外ということで、高いという御指摘でございます。

まず、この数値について、特段の評価は、済みません、まだ行ってございませんが、地域に貢献をする大学というのがこの本県大学——本県大学のスローガンが「地域に生き、世界に伸びる」というふうなことを理念として掲げてございます。そういう意味におきまして、地域性の重視を3つの理念の中の一つと掲げて教育を行っていることが評価されたことから、地域からの入学というのが高い割合を示しているのではないかなと考えております。

以上でございます。

○内野幸喜委員 地域密着度が高いということですね。

それからもう1つ、いいですか、この県立大の件で。

17件の外部資金を獲得したとありましたけれども、この損益計算書の中で、寄附金収益1,638万とありますね。その17件というのは、大体これぐらいの金額——大体どれぐらいというふうに考えればいいんですか。

○本田県政情報文書課長 ちょっと確認します。しばらく、済みません。

○内野幸喜委員 それなら、もうそれは後で大丈夫です。

基本的に、その寄附金というのは、外部資金がたくさん得られれば得られるほどいいわけですね。それが一つの大学の評価にもつながってくるわけですから、私は、この17件というのが多いのか少ないのか、ちょっとわからないですけども、さっき言ったように、その件を、ちょっと後でいいですから、金額等も教えていただければというふうに思います。

○本田県政情報文書課長 確認の上、ちょっと報告申し上げます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○高野洋介委員 ロアツソは聞いたかなんかなと思って、ロアツソを伺いますけれども、これは300万出資して債務超過は逃れたということで、これはよかったと思うんですけども、これは県の立ち位置を教えてくださいんですけども、株主ですよ。

○横井地域振興課長 はい。

○高野洋介委員 株主ということは、ある程度アスリートクラブ熊本に対して、いろんな注文をつけたり、要望したりとかされているというふうに思うんですけども、県としては、どういう立ち位置で、アスリートクラブ熊本にはどういったことを日ごろから言われているのでしょうか。

○横井地域振興課長 アスリートクラブ熊本に対して、県にどういう立ち位置ということ

でございますけれども、蒲島知事の戦略にも書いておりますように、プロスポーツを通して県民を元気にしていくといったことも掲げておりますし、そういうことを通じて地域を元気にしていくということを考えておりますので、活動は支援していくというスタンスでございます。

○高野洋介委員 活動を支援しているというか、私が聞きたいのは、税金ですから、県民の税金をアスリートクラブ熊本にやっているわけですので、ある程度プロスポーツだったら結果を出さないといけないということと、県民挙げて盛り上げるということなんですけれども、違う見方からすると、入場者数はどれぐらいふえていますか。

○横井地域振興課長 2014年度、今年度が約6,600人でございまして、昨年度の6,227人から400……

○田代国広委員長 平均ね。

○横井地域振興課長 済みません、1試合平均でございます。24年度が5,855人、25年度が6,227人で、本年度が6,600超えておりますので、入場者数的にはふえております。

○高野洋介委員 ふえているのはいいんですけれども、結局、これはずっと行っても、また次債務超過になりますよね。ですから、多分入場者数が基本になって、そこからどんどん入場者数を上げていかないと、また足らんくなったら金を出せ、足らんくなったら金を出せという形になりやせぬのかなというふうに懸念しておりますけれども、そのことは考えられますか。

○横井地域振興課長 アスリートクラブは、昨年度の決算で約1,000万円の単年度黒字を

出しまして、今年度決算はそれを上回る恐らく黒字になるだろうという予想が立っておりまして、まあこの2年間ですけれども、大体プロスポーツのビジネスモデルとして確立されつつあるのではないかなというふうに考えております。

○高野洋介委員 だったら安心ですけども、もしよければ、郡部ですよ、郡部のほうにロアツプがあんまり広がってないですよ。ですから、県民挙げてということは、熊本県民がみんな知つとかなきやいけないですよ。だから、行政としてできることは、例えば郡部のほうに選手とか監督とかを連れていって広報をすとかいうことをもう少しやっていかないと、私は、広がり欠けるし、非常に県民の理解ももっと深まらないんじゃないかなと思っておりますので、そこはきちんとやっていただきたいというふうに思っております。

○横井地域振興課長 委員御指摘のとおり、やっぱり熊本では、郡部のほうにもきちんといろんな指導とかにも行くということで、5カ年計画で県内全市町村を回っているいろいろな活動をやっていくということで、ことし、約10市町村のほうに伺っています。それから、これから5年かけて、選手とかスタッフが3人とか4人とかで伺って、いろんな交流をしたりとかいうことの活動を今行っているところでございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○内野幸喜委員 試合会場としてJリーグがみなしている、要するに要件ですね。それに適している会場というのは、やっぱり県内には2カ所しかないんですかね。

○横井地域振興課長 はい。

○内野幸喜委員 じゃあ、それ以外のところではもう試合はできないと、公式戦については。

○横井地域振興課長 Jリーグの規定では、1万5,000人以上収容するスタンドで、80%以上のホームゲームをするというのが基準になっておりますので、水前寺競技場はそれを満たしてないんですけれども、20%のほうで、年に3～4試合やっているということでございます。

○内野幸喜委員 郡部にはもうないということですね、公式戦のできるスタジアムというのはね。

○横井地域振興課長 済みません、ちょっと八代あたりがどうなのかというのは、詳しく存じ上げておりませんが。

○内野幸喜委員 できるのであれば、そういったところでも開催していただくように働きかけをしていただくと、より見に行ってみようかなと思う方もふえてくるんじゃないかなという気がするんですけれどもね。

○横井地域振興課長 収容人数の関係とか、あと、先ほどの6,000何名、もっとふやすということも必要なんでしょうけれども、済みません、ちょっとほかのグラウンドのことを調べまして、収容人数がペイするのか、その辺も含めて、ロアツのほうともいろいろ話ししてまいりたいと思います。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○高野洋介委員 肥薩おれんじ鉄道沿線は私だけなので、少し要望なり、意見なりを言わせてもらいますけれども、毎年相当な赤字な

んですけれども、鹿児島県の状況はどうか。鹿児島県の出資とか、そういう補助金とか、鹿児島県でも多分赤字は出ていると思うんですけれども、鹿児島県の状況は。

○吉田交通政策課長 今御質問いただきました鹿児島ですけれども、日々、もちろん鹿児島県とは連携を密にしております、鹿児島県、熊本県、株主として同数の、対等の株主でございますので、鹿児島県は鹿児島県のほうできっちりと補助金を出すという形で、鹿児島、熊本両県できちっと支えるという体制でやらせていただいております。

○高野洋介委員 これは、多分毎年毎年——そもそも赤字路線でJRが手放したということで、これは仕方ない部分はあるんですけれども、数年前から国がいろいろと支援をするというような動きも見え隠れした時期もあるんですけれども、今の国のそういう状況はどういうふうになっていますか。

○吉田交通政策課長 今国の状況という御質問がありましたけれども、実は、今年度については、国の施設の安全性向上のための維持管理に係る補助金が4割カットされて交付されているところでございます。国に確認したところ、非常に応募が多かったということで、どうしても全国の皆様にそれぞれ泣いていただかないと、なかなか配分できなかったという状況でございます。

一方で、そういう状況になるということは、これはおれんじ鉄道に限らず、全国各地でこういった三セクの施設の老朽化、維持管理の費用の増大ということが見込まれておりますので、まだそういう動きは聞こえてはきませんが、全国ほかの都道府県と連携しながら、国に対しては、しっかりこういう地方鉄道を支えていくということに関する御支援をお願いしていきたいというふうな議論

をさせていただいているところでございます。

○高野洋介委員 その議論は、毎年、もう以前から同じようなことの繰り返しですよね。きのうから、新聞に書いてありましたけれども、地方創生国会が始まったんですけれども、これは非常に私大事なところで、熊本県と鹿児島県、そしてまた沿線の市町が入っているいろいろな支援するので、地方創生に絡んで、いろんな形で国に対して提案をするべきだというふうに私は思っております。

ですから、そこは戦略的に、これは交通だけじゃなくて、いろんなところで、まち・ひと・しごと創生のほうにきちんと情報をとって、これをちゃんと支援してもらおうような枠組みを、私はできるチャンスが今国会にあるんじゃないかなと思っておりますので、国としっかりそこは連携をとって、制度を変えるべきところは、国にしっかり制度を変えてもらって、全国の三セクは多分同じ問題を抱えているので、そこはしっかり全国のほかの自治体とも連携をとって、がつんと国に対して物申していただきたいというふうに要望しておきます。

以上でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○本田県政情報文書課長 先ほどの御質問について、ちょっと御報告申し上げます。

まず、外部の資金獲得に関する御質問でございました。

まず、実は17件という評価の状況でございますが、この件につきましては、1件の研究テーマにつきまして、派生的に17件の外部資金が獲得できるような研究がなされたことが多く評価されたというように考えてございます。

それから、外部資金の獲得につきまして

は、本大学は大変努力をされているところでございますが、24年度が、いわゆる外部資金が受託研究でありましたり、補助金、その他でございますが、昨年度が8,798万円の獲得、25年度が1億207万1,000円の獲得ということで、こういった取り組みも含めて増加をしたということが評価されているところでございます。

以上でございます。

○内野幸喜委員 議案第2号、条例の件ですけども、これはいいことだと思いますね。これについてちょっと幾つかお聞きしたいのが、今現在これに該当するというのはまずあるんですかね。

○青木人事課長 今現在これに該当する職員はおりませんが、ただ、この条例案を上げるということが庁内わかりまして、相談を1件受けているところでございます。

○内野幸喜委員 ここに書いてある「有為な県職員の継続的な勤務を促進するため」とありますけれども、私これは大事なことです。県は、これでこの条例をつくると。これから、これを民間企業へも波及させると。同じことが言えると思うんです。今回、たまたま配偶者が、民間企業に勤めていらっしゃる方で外に行っていると。これは逆のパターンだっていると思うんですね。県庁に勤められている方が外に行って、その配偶者の方が民間企業に勤めている。じゃあ、その方も、そういうことができるように、民間へも波及させるということが私は大事になってくると思うので、一つのこれはモデルケースになると思うんですね。その点、ちょっとお聞かせいただければなと思うんですが。

○青木人事課長 委員おっしゃるとおり、日本再興戦略の中でも、まず公務が率先してや

る、それを民間に波及させたいというのが国、地方の自治体の思いでございまして、このような動きが県内の民間企業にも広がっていけばというふうに考えております。庁内においても、利用促進していきたいというふうに考えております。

○内野幸喜委員 しっかりと働きかけをお願いしたいというふうに思います。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○前田憲秀委員 説明資料の11ページの情報企画課さんの内容をちょっとお尋ねしたいんですが、この社会保障と税番号制度に係る共同システム整備事業、これはいわゆるマイナンバー制度のことでよろしいですか。

○家入情報企画課長 情報企画課でございませぬ。

御指摘のとおりでございます。

○前田憲秀委員 これは、これからいろいろと出てくる——来年の10月から、国民全てに、13桁だったですかね、番号を付するというので、それに付随する個人情報保護法の絡みと、地方独自のいろんな使い方もあるというふうに聞いておりますけれども、そこはまだこれからですか。県として、国を待っている状況ですかね。

○家入情報企画課長 番号の桁数につきましては、今13桁ということで、個人については12桁、法人については13桁ということでございます。

それから、利用の範囲につきましては、これは社会保障・税番号制度ということで、番号法のほうで、一応利用範囲というのが別表という形で指定されてございまして、基本的に社会保障、税、それから災害の支援の部分に

まずは限定して利用していく、それから3年後に見直すということにされてございまして、それに向けて県としましても、いろんな、どういう利用の方法があるかということで、並行して検討は進めてまいりたいというふうに考えております。

○前田憲秀委員 その詳しい内容はまだ後になるかと思うんですけども、私が聞いている範囲では、写真とは反対側にその番号があって、例えば今免許証ですのような身分証明も、わからない範囲でできるように使われるということの話を聞いたんですよ。ということは、いろいろ使い勝手もあるのかな、また、もちろん周知徹底も大事なのかなということは聞きました。

ここは、例えば県下の基礎自治体、市町村は、直接国からの補助、そういう仕組みになるんですか。そこら辺もちょっとお尋ねしたいんですけども。

○家入情報企画課長 番号制度につきましては、国、それから都道府県、市町村を通じまして全部共通のシステムでネットワークを組むということで、それによりまして、今委員お話がありましたように、窓口での本人確認でありますとか、あるいはいろんなそれぞれの公的機関に申請を行いますときのいろんな所得証明ですとか、そういった添付書類の省略というものができるようになるということで、先ほど申しました別表には、そういった対象事務というのが掲げているということになっております。

○前田憲秀委員 その補助金のおり方というのは、市町村は直接国となんですか、県を経由してなんですか。その件をちょっと。

○家入情報企画課長 事務の取りまとめにつきましては、都道府県を経由して行っており

ますが、実際、整備等の事業に対する補助というのは、国から直接、都道府県に対しても、市町村に対しても直接交付されるというような仕組みになっております。

○前田憲秀委員 何回も言うように、これからなんだと思うんですけども、しっかり市町村においては漏れがないようにというか、そこら辺もしっかり県のほうでは徹底をしていただきたいということを要望させていただきます。

続けて、あと1点いいですか。

空港ビルディングの決算についてちょっとお尋ねをしたいんですが、別冊の資料の5ページ、6ページ、損益計算書と貸借対照表が載っております。

本会議でも、鬼海先生だったでしょうか、質問がございました。国際線のターミナルビルなんですけれども、これは財産目録には仮勘定でちょっと載っているだけなんですけれども、そもそも国際線のターミナルビルというのはビルディングの所有じゃないんですかね。まず、そこからちょっとお尋ねしたい。

○吉田交通政策課長 国際線ターミナルビルは、基本的にはビルディングの所有でございます。ただ、C I Qと言われる部分につきましては、国有財産という形になってございます。

○前田憲秀委員 この7ページの財産目録には、国際線ターミナルの改修計画策定業務料という仮勘定しか載っていませんけれども、建物の価値としてはないというふうに見ていいんですか、国際線のターミナル。

○吉田交通政策課長 それはちょっと確認をさせていただきます。

○前田憲秀委員 というのが、本会議で質問

もあつたように、あの後私もたまたま飛行機に乗りまして、飛行機側から見て国際線ターミナルって、皆さんもお感じと思うんですけども、お化け屋敷のような感じなんですよ。L C Cと台湾・高雄との定期チャーター便が10月から就航して、今までに熊本にお越しじゃない方も来られるような環境になるわけですよ。そこら辺はどうなんでしょうか。何かきれいに塗りかえるだとか、ウエルカム熊本的な大きな横断幕掲げるとか、そういう感覚、計画というのはあるんですかね。

○吉田交通政策課長 済みません、まず財産目録の件でございますが、建物の部分も国際線ターミナルビル等に入っているかと思いません。詳細は確認をして、また別途御報告をさせていただければというふうに思います。

あと、国際線ビルの修繕等でございますけれども、本会議でも御質問いただきましたとおり、いろいろさまざま、ベルトコンベヤーの整備とか、そういうことも国際線ターミナル、やっておるところでございますが、まだ外壁等々につきまして、なかなか見覚えがよくないとか、そういった御指摘もいただいているところでございます。こちらの国管理部分にもかかわってくるところでございますので、現在、国にも知事みずから要望に行つて、どういうふうな形でできるかということ調整させていただきながら、要望を引き続きやらせていただいているところでございます。

○前田憲秀委員 ぜひ壁塗りだけでも、全然違うんじゃないかなと個人的には思うんですけども、しっかりそこは、もう喫緊ですので、検討していただきたいなと思います。

この決算書を見ても、私、いつも空港ビルディングは思うんですけども、2億1,500万の利益で、貸借対照表を見れば、190億の

現・預金なんですよ。普通で見れば、非常にいい決算書類状況なのかなと思うので、壁塗りぐらいは簡単にできるんじゃないかなというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。

○吉田交通政策課長 先ほども申し上げましたとおり、国際線ターミナルビルについては、ビル会社所有の部分と国の管理部分がございます。国の管理部分については、国有財産でございますので、国有財産の部分は国が維持管理するものになりますので、なかなか空港ビルディングが、単に壁を塗りかえるということに限らず、クラックの補修とか、そういうことも含めてやらないといけないものですから、そういうことも含めて空港ビルディングが国有財産に勝手に手をつけるということではできませんので、そこは国と調整、要望しながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

○前田憲秀委員 くどくは言いませんけれども、国交省出身の課長ですので、ぜひ。

やはり、一回皆さん見に行っていた方がいいんじゃないかなと思うんですけども、余りにも、この間本会議で御指摘があったように、ひどいなという気がいたしましたので、これは強く要望させていただきます。

○吉田交通政策課長 ちなみに、C I Q部分ですので——私、国交省出身ですが、C I Q部分ですので、関係省庁は国交省、法務省、財務省、農水省、厚生省とかかわるんですけども、そういった関係省庁にも要望していきながら、しっかり国際線ターミナルの利便性、もしくは見ばえの向上ということも含めて、努力してまいりたいというふうに思います。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 県立劇場ですけれども、施設収入が2億前後ということで、ところが、県立劇場の使用料が高いという声もあるんですよ。本当に高いかどうか私にはわからないけれども、利用者がよくそういう声を出します。そこで、県立劇場の施設使用料は、他のいろんな同じような施設に比べて高いのか、安いのか。

使用料収入がここの事業収入だから、あんまり安くしてもしょうがないし、かといって利用者が減ってもしょうがないという2面性があるからですね。この施設利用料の点が1つ。

それからもう一つは、市の計画しているM I C E、M I C Eの施設の中に、類似のいろんなコンサートホールとかそういうのができるのかどうか。計画は、全然私も聞いてないものだから、M I C Eと県立劇場がバッティングする場面が出てくるのか、こないのか、そのあたりちょっとお願いいたします。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

2点ございました。まず、第1点目の使用料が高いかということでございます。

県立劇場の使用料の規定につきましては、当該ホールを使用する使用者が、入場料を取るか、無料にするのか、あるいはその使用時間帯によって使用料の金額が分かれております。一方、同様の公立文化ホール、県内の、例えば崇城大学市民ホールなんかも、同様に、入場料を取るのか、あるいは使用時間帯というふうな形で区分しておるわけでございますが、ただ、若干の違いがございます。

例えば、県立劇場の場合は、入場料金について、細かく規定を、段階を組んでやっておりますので、場合によっては崇城大学市民ホールよりも安い場合が出てくる。また同時に、使用時間帯につきましても、まあ市民会



館ばかり例に出すのは何ですけれども、あそこが午前と午後と単純に分かれておるわけでございますけれども、1日借りる場合は午前と午後という形になる。県立劇場の場合は、時間帯という形で分けておりますので、これも使用する手法によりましては、逆に県立劇場のほうが安くなるということがあります。

そして、他県の、福岡の公立文化ホールとも比較してみました。これも細かく分析しますと、なかなか横並びで比較できないということがございます。ただ、委員のおっしゃるように、高いのではないかと御批判もありますので、その辺は、今後利用の手法等も含めて検討させていただきたいと考えております。

それから、MICEとのバランスでございます。

MICEの中でどういうホールが予定されておるか、私、所管上ちょっとつまびらかじゃございませんけれども、県立劇場の場合は、1,800人のコンサートホール、それから1,000人の演劇ホールという形で、しかも極めてプロからも高評価を得ておる音響設備等もございます。そういった観点から、単純に、いわゆる箱の大きさとかということではなく、県立劇場の専門性、機能性等を逆に売っていくことによって、逆に差別化を図っていければというふうに考えております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 わかりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。一一なければ、これで付託された議案等に対する質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第5号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託された請願第48号を議題とし、これについて審査を行います。

請第48号私学助成に関する意見書の提出を求める請願について、執行部から説明をお願いします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

請第48号私学助成に関する意見書の提出を求める請願について御説明申し上げます。

この請願は、熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県私立中学高等学校保護者会からのものでございます。

請願の趣旨は、私立高等学校等に対する私学助成に係る国庫補助制度の堅持と、より一層の充実が図られるよう、国に意見書を提出していただきたいというものでございます。

請願内容は、総論として、私学助成の堅持、一層の充実を求めるものでありますが、訴えの背景について御説明しますと、私学助成につきましては、国において交付税措置や国庫補助といった財源措置がなされておまして、本県の本年度予算では、私学全体で約135億円、うち中高等学校関係で約98億円を計上しております。

このうちの多くは経常的な運営経費に対する補助でございますが、この助成は生徒数に応じて算定されるため、少子化による今後の生徒数の減少が、授業料収入の減少と経常費助成補助金の減少につながります。

また、生徒、保護者の学費負担につきましては、今年度から、就学支援金に所得制限が

設けられる一方、低所得者世帯への加算が拡充されるとともに、新たに授業料以外の教育費負担を軽減する奨学のための給付金が創設されております。

これらの制度とあわせ、本県におきましても、独自の授業料減免補助に取り組んでおりますが、授業料等の学費負担の公私間格差は依然として大きいとして、就学支援金制度等の一層の拡充強化を請願者は望んでおられます。

さらに、今回の請願の背景の一つとして、私立学校施設の耐震化への取り組みがございます。

平成25年4月1日現在、本県の私立中学・高等学校の耐震化率は57.8%にとどまっております。国においては、従来の耐震補強等への補助に加え、私立高校の耐震改築に係る補助制度が本年度から創設されましたが、依然として耐震化は、公立学校に比べおこなわれている状況でございます。

県といたしましても、東日本大震災の教訓を踏まえ、私立学校施設の耐震化を促進するため、県単独の新たな補助制度を平成24年度に創設しておりますが、耐震改築や補強には多額の費用がかかることから、国に対して必要な予算の確保を要望しているところでございます。

なお、国においては、平成27年度概算要求において、私立学校施設の耐震化の促進に関する予算として、前年度から大幅に増額を要求されております。

説明は以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 請第48号私学助成に関する意見書の提出を求める請願について、質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

直ちに採決に入ります。

請第48号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第48号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、請第48号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請第48号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（事務局意見書(案)配付）

○田代国広委員長 意見書は、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。

この意見書を、委員会として委員長名をもって議長宛て提出したいと思えます。

次に、本委員会に付託された請願第49号を議題とし、これについて審査を行います。

請第49号消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願については、国のレベルの問題でありますので、執行部からの説明を省略いたします。

請第49号については、いかがいたしましょうか。

（「不採択」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第49号を不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。

よって、請第49号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、本委員会に付託された請願第50号を議題とし、これについて審査を行います。

請第50号県立能楽堂建設及び付属美術館建設推進に関する請願について、執行部から説明をお願いします。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

県立能楽堂建設及び付属美術館建設推進に関する請願について、請願の要旨と能楽堂建設について、これまでの経緯と現在の状況について御説明させていただきます。

まず、本請願の要旨でございますが、本県における長い能楽の歴史に鑑み、能楽堂の建設及び付属美術館の併設、この2件につき請願されておるところでございます。

次に、能楽堂の建設に関するこれまでの経緯についてでございますが、平成2年、熊本県能楽協議会が能楽堂の整備を県に対して要望され、平成3年9月議会において、同協議会が提出した請願書が採択されております。

このような状況を踏まえ、県では、平成4年に基礎調査、平成10年に基本構想の策定、平成12年には県総合計画に位置づけられたところでございますが、平成13年の財政健全化計画の策定により着工凍結となり、現在に至っております。

今回の請願は、肥後金春流保存会から請願されたところでございますが、昨年、県議会の文化懇話議員連盟を初めとして、熊本県文化協会や喜多流の狩野氏からも、能楽堂の建設について要望をいただいているところでございます。また、本年2月には、一般質問で同様の御質問をいただいております。

これらを受けまして、県といたしましては、現在、熊本市及び県庁内関係各課をメンバーとした検討会を設置し、課題等について

整理を行っているところでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○田代国広委員長 請第50号について、質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 私、請願の紹介議員になっておりますけれども、この能楽堂に関しては、平成10年の基本計画からまたさらに年月がたって、いつまでも何か蛇の生殺しみたいな状態になっております。

その間、能楽人口はふえつつありまして、この間の県立劇場の能三昧では、劇場がいっぱいになるほどの観客が押しかけて、能楽に対する関心の高さがわかったということでありまして。

そうした中で、時間がたつほど人材がどんどんどんどんなくなっていくという、そういう現象がありまして、せっかく熊本の知事が言われる加藤、細川の遺産という観点に立てば、熊本の特異の文化財である能楽は、この際大いに保護していかなきゃならない、そのためには、その拠点がどうしても必要だということによってこういう請願が出されたことで、私も紹介議員になったわけでありまして。

もうそろそろ結論というか、方向性を出してもらわないと、いつまでもだらだらと何回も何回もしよってもしようがないので、その点を考慮していただきたいというふうに考えております。

○荒木章博委員 岩下先生が言われるのは大変ごもつともなことだと思います。過去にも、福島知事の時にも、政策の中に能楽堂の建設ということはどうもありません。

ただ、この請願につきましては、私はちょっと好ましくないというのが、能楽団体は4団体あります。非常に仲が悪いんですよ。ですから、やっぱり全会一致の中できちんとし

た——熊本県の能楽の人たちがまとまって請願を出すとか、きちんとしたものをやらないと、ただ1団体だけが、金春流だけが請願を出してそれを通して。じゃあ、もうじゃんじゃんじゃん出してきますから、一体となったもので能楽堂建設ということをやらないといい結果が出ないと、私はそういうふうに思っております。財政の問題も大変な問題でありますので、私は継続でお願いしたいと思います。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○内野幸喜委員 やっぱり私も、もう少し——まあ、できたらいいなと思いますけれども、もう少し県全体の建設に対する機運の醸成、やっぱりこれがもう少し必要じゃないかなと思いますので、私もやっぱり継続でお願いしたいというふうに思います。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 文化懇話会と文化議員連盟との意見交換会が先般ありましたときに、私申し上げたんですけれども、荒木委員がおっしゃるとおり、各流派が角を突き合っているような状況が確かにあると思うんです。せっかくの熊本の偉大な遺産が、そういう内部抗争でポシャっていつては困る。金春流と喜多流の角突き合わせとか、いろいろ流派別の——これは古典芸能はどこもそういう傾向があるでしょうけれども、文化懇話会に私どもが要請したのは、文化懇話会が中に入って、各流派をもっと、何といたしますか、連携させて、お互いに認め合って能楽を推進したらどうかというのを、文化懇話会が中心になって進めていってくださいという要請をしました。ついては、県の文化に対しても、ぜひ各流派の協調をお願いしたいと。

したがって、この請願に関しては、私は継続で結構でありますけれども、この請願を踏まえて、そうした各流派の結束を——行政が出ていくのが妥当かどうかかわからないにしても、やっぱり文化団体、文化懇話会などと協議して、協調路線をお願いしたいというふうに思います。

やっぱり個人で、金春流と喜多流とが特に角を突き合っていますけれども、人間関係ですからね。やっぱりあいつは気に食わぬ、こいつは気に食わぬというのは確かにあります。しかし、両派とも人材が育っておりますので、この人材を散らしてしまわないようにお願いしたいと思います。

請願に関しては、継続で私は結構です。

○前田憲秀委員 じゃあ、私も一言。

私も、岩下先生と同じく、紹介議員の一人でございますので、皆様方が言われたことは、全く私も同感でございます。

ただ、余り時間をかけても、人材の部分にしても、悠長には構えられてないんじゃないかなという思いは個人的には持っております。そういう意味では、しっかり——流派がどうこうというお話がありました。私も、文化議員連盟で、同じくそのように申し添えもさせていただきました。団結をしていただきたいという思いです。そういう意味では、気持ちとしては同じなんですけれども、あんまりじっくり時間をかけるわけにはいかないんじゃないかという思いで、私は、今回このような形で紹介議員にならせていただいたところであります。

以上です。

○荒木章博委員 私は、これは能楽堂建設というのは大賛成なんです。それは、加藤、細川の文化を残す上では、これは喜多流、金春流を含めた流派はすごいものだと思います。私も、能を見に行くのは自分の趣味の一

つですけれども。

ただ、1団体だけ、特にこの団体は、まあどうのこうの——1団体が請願を出して通るようなことであっては私はいけないと思うので、やっぱり金春流、喜多流合わせた全体で一致団結してやっていく。それだけのお金をかけるわけですから、やっぱり何十億というお金をかけるわけ。やたらすると何百億になりますよ、土地を買わなきゃいかぬ。そういうところも考えて、私はまだ、言いましたけれども、継続でお願いしたいと思います。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。——なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第50号については、いかがいたしましょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 継続という意見がありますので、まず継続についてお諮りいたします。

請第50号を継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○田代国広委員長 挙手多数と認めます。よって、請第50号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、本委員会に付託された請願第51号を議題とし、これについて審査を行います。

請第51号今年12月に実施されると発表された熊本県山都町大矢野原演習場と熊本県益城町高遊原分屯地での日米共同訓練の中止を求める意見書を国へ提出するよう求める請願については、国のレベルの問題でありますので、執行部からの説明は省略いたします。

請第51号について、何か御意見ありませんか。

○西聖一委員 今回の訓練では、オスプレイ

の参加は決定、まあ実行ですから、ここは非常にやっぱり県民の関心もありますし、一番問題なのは、やっぱり飛行経路が不明ということで、住宅街を低空で飛行訓練をすることになれば、やっぱり県民に対して説明ができるのかなというところがありますので、この意見書を出すことについては、採択でもいいんじゃないかと私は思っています。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、採決に入ります。

請第51号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 採択と不採択、両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第51号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○田代国広委員長 挙手少数、したがって、不採択と決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から報告をお願いします。

○福島財政課長 財政課でございます。

A 4 縦の平成25年度熊本県普通会計決算の概要をお願いいたします。右上に、総務常任委員会報告資料と四角で囲んでいるものでございます。

本件につきましては、毎年9月議会の総務委員会で報告をさせていただいております。

まず、1の決算規模でございます。

表に取りまとめておりますとおり、歳入総額、前年度より約536億円増の8,227億円となっております。

主な要因ですが、表の下に記載しておりますとおり、国の経済対策や熊本広域大水害に伴う投資的経費に係る国庫支出金、地方債の増、さらには、景気回復による地方税、地方譲与税の増などによるものでございます。

また、歳出総額につきましても、前年度より399億円増となる7,804億円となっております。

主な要因でございますが、国の要請を踏まえた給与減額等による人件費の減がある一方で、先ほど申し上げました、経済対策、広域大水害の関係、さらには社会保障関係経費の増などによるものでございます。

下段の2の各種財政指標でございます。

まず、財政基盤の強さを示す財政力指数ですが、0.362で、前年度より0.01ポイント改善をいたしております。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率につきましては、94.0%で、前年度より1.0ポイントの改善となっております。

表の下に書いておりますとおり、社会保障関係経費の増がある一方で、景気回復による地方税等の一般財源が増加したことによるものでございます。

次ページ以降に参考資料をおつけしておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございま

す。

熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の制定等について御報告させていただきます。

A 4 縦の資料になります。

1、条例の名称に記載の3本の条例につきましては、いずれも子ども未来課の所管でございまして、厚生常任委員会での付託審議となっておりますが、当委員会に関連する内容も含んでおりますので、その概要につきまして御報告させていただきます。

2、制定の趣旨ですが、来年4月の施行が予定されています子ども・子育て支援新制度の施行に対応したものでありまして、具体的には、認定こども園法の改正に伴い、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の認可施設となる幼保連携型認定こども園の認可基準について、条例で定めるものです。また、これに伴い、関連する既存の条例を一部改正するものです。

3の内容につきましては、5ページの参考2で説明させていただきます。5ページをお願いいたします。

資料の左側に記載のとおり、認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、また、点線内に記載しておりますが、地方裁量型を含め、4つの型があります。

現行と記載しているところになりますが、認定こども園になるためには、幼稚園としての学校教育法の認可または保育所としての児童福祉法の認可に加え、資料の下のほうに記載しているとおり、認定こども園法に基づく認定が必要です。

このうち、幼保連携型につきましては、資料では真ん中より右上の部分の説明になりますが、今般の認定こども園法の改正で、改正法に基づく1本の認可で設置できるようになり、設置手続の簡素化及び指導監督権限が一元化されることになりました。

今回の条例制定は、その新しい幼保連携型

の認定こども園の設備及び運営の基準を定めるものでございます。

なお、この新しい幼保連携型認定こども園の認可に当たっては、改正法で、認可等に当たって、審議会、その他の合議制の機関の意見を聞かなければならないとされていることから、資料の右上に記載のとおり、既に設置の熊本県子ども・子育て会議の部会を活用し審議できるよう、今回、当該会議条例の一部を改正するものです。

また、認定こども園のうち幼稚園型や保育所型等は、資料の右下に記載のとおり、これまでどおりの取り扱いとなります。

なお、認定こども園の認定要件に関する条例については、現行では幼保連携型の規定も含まれているため、今回幼保連携型の関係規定をこの条例から削除するなどの一部改正を行うものです。

今回制定及び一部改正する条例の主な項目と内容につきましては、2ページ及び3ページに記載しています。

まず、2ページをごらんください。

新しい幼保連携型認定こども園に関する職員配置や園舎、園庭の面積などの基準は、現行の幼稚園、保育所のそれぞれの高い基準を引き継ぐことにしています。

また、県内農林水産物を優先的に使用するよう努める地産地消の推進や、さまざまな自治体との連携など、県独自の基準も定めております。

3ページをごらんください。

(2)及び(3)の条例の一部改正の内容につきましては、先ほど御説明したとおり、認定こども園の改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、(2)の2つ目の丸の部分ですが、これは幼保連携型以外の認定こども園に関する国の基準も改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

1ページにお戻りください。

4の施行期日ですが、認定こども園法の一部を改正する法律の施行の日としており、来年4月からの施行を予定しています。

また、新制度への円滑な移行を行うため、準備行為に係る改正規定については、公布の日からとしております。

なお、子ども・子育て支援新制度の趣旨や主なポイント等は、4ページの参考1に記載しておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。

○福山川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

川辺川ダム問題についてをごらんください。

2点報告させていただきます。

まず、1点目のダムによらない治水を検討する場に関する市町村議会及び住民への説明会について御報告します。

説明会は、流域市町村長からの要望を踏まえて開催しております。

説明内容ですが、国、県から、ダムによらない治水対策案の事業内容、効果及び治水安全度が、結果として全国の直轄河川の水準に比べて低くなったこと、県として、防災・減災ソフト対策への財政支援を行うこと等について説明しました。

また、国、県は、直ちに実施する対策に加え、追加して実施する対策についても前向きに進めることとし、実施に向けた検討を行っていることを説明しております。

今後の対応ですが、県としては、説明会での意見等をしっかり受けとめ、次回の検討する場の開催に向けて、国との調整を行ってまいります。

開催状況につきましては、一覧表のとおりであります。

2ページをお願いします。

住民説明会で出された意見の概要です。

全体的には、これまでのダムよら会議にお

いて、流域の市町村長から出された意見に沿ったものでありました。

主な意見として4点申し上げます。1点目、治水安全度に関するものということでは、長期的な目標を下げることなく、さらに対策を進めてほしいなど、さらに安全度を上げてほしいとの意見が多く出され、重く受けとめております。

治水対策等に関するものとしては、ダムよら会議において積み上げた現対策に関して、早期に実施してほしいとの意見がほとんどでありました。

遊水地整備に関しては、賛否が分かれており、今後住民の御理解を得るための努力が必要と考えております。

防災・減災ソフト対策に関しては、おおむね肯定的な意見をいただいております。

3ページをお願いします。

次に、第8回五木村の今後の生活再建を協議する場の概要について御報告いたします。

協議する場合は、平成23年6月の国、県、五木村の3者合意において、毎年度当該会議を開催し、翌年度の事業内容を協議することとされているものです。

会議の概要について申し上げます。

(1)の平成27年度に向けた国、県の取り組みですが、国は、水没予定地において、民間事業者等による営利活動を可能とする占用特例の適用に向けた手続を進めること、また、村と県の事業に対して、引き続き財政面、技術面で可能な限り支援を行うことを説明しました。

次に、県は、国道445号、九折瀬地区の整備の早期完成を目指して進めること、また、10億円の基金、50億円の財政支援枠を活用した五木村振興交付金により、引き続き財政支援を行うことを説明しました。

(2)として、五木村からの要望ですが、まず、知事に現状を把握してもらうため、村を訪問してほしいとの要望があり、前向きに検

討する旨答えております。

次に、ウナギ養殖の公的研究機関の設置など、若者が働ける雇用の場の確保について要望がありました。

公的研究機関の設置は大変難しい状況にありますが、雇用の場の確保については、今後、企業誘致等を含めて、村と協議をしてみたいと思います。

4ページをお願いします。

次に、国道445号、九折瀬地区の早期完成についての要望がありました。

これまでルートを選定が難航しておりましたが、去る6月、川辺川の右岸を国道、左岸を村道として整備することで村の了解が得られました。来年度から、県において、両ルートの事業を同時に進めてまいります。

最後に、村長から、総括的な要望として、今年度と来年度が村の生活再建の山場であり、国、県には引き続き支援をしてほしいとの要望がありました。

現在、五木村では、水没予定地の整備が急ピッチで進むなど、県も同様の認識であり、引き続き全力で村を支援してまいります。

以上で報告を終わります。

○田代国広委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○内野幸喜委員 普通会計決算の概要のところで、一番最後のページですね。

県債発行残高が1兆円を切ったと。昔は、まあ昔じゃないですけども、私が議員になったときは、県の借金は大体1兆3,000億円ですよという話をよくしていたんですよ。これだけの借金が膨らんだ理由というのは、3つあるとよく言われていますね。1つが、三位一体の改革、それから、7年先に行く高齢化の進展、進行ですね。それから、借金が多くて、その返済に窮しているとか、よく言っ



ていました。

最近、1兆を切ったとよく、そういうふう  
に聞こえるわけです。でも、実際は、臨財債  
まで含めると1兆4,000億超えているわけ  
ですね。この臨財債については、交付税措置さ  
れるとはいえ、最近県の何かこういう資料を  
見ると、以前は1兆3,000億となっていたの  
が、今は一気に3,000億減ったようなイメ  
ージがあるわけです。前は臨財債まで含めてた  
わけですね。その点はどうなんですかね。

○福島財政課長 財政課でございます。

このグラフの書き方なんですけれども、特  
に本県が平成20年度に財政健全化計画を策定  
いたしました。その際に、要は、臨財債につ  
いては、交付税の代替財源ということで、や  
むを得ず借りるといいますか、そういう側面  
があるということで、とにかく我々としてで  
きることは何かという中で、この通常県債残  
高をとにかくこれを減らしていくんだという  
目標を立てまして、まずは1兆円を切ろうと  
いうようなところもいきまして、とにかくこ  
の棒グラフ、そこの6ページにお示している  
この長いほうの残高はとにかく下げたい  
ということで努力をいたしております。

したがいまして、臨財債を含めて報告した  
ほうがいいのかどうかというのは、それぞれ  
のまた目的にもよるかと思えますけれども、  
今本県としまして……

○内野幸喜委員 わかりました。

そうしたら、この臨財債は今ふえていつて  
いるわけですね。ふえていつている。これ  
は、多分来年度以降もふえる可能性はやっぱ  
りあるわけですね。その点は、じゃあどうな  
んですか。

○福島財政課長 臨財債の発行につきまして  
は、今年度、消費税が増収されたということ  
もありまして、久しぶりに臨財債は減りまし

た。恐らく、今後また消費税が、まあ10%に  
引き上がるのかどうか、そこは最終決定がな  
されておりませんが、傾向としては臨  
財債は減っていくのかなど。もちろん、税収  
が伸びる、消費税を含めてですね。あと法人  
会計なんかも確実に伸びていくということ  
であれば、当然制度的には臨財債は減って  
いくはずだということになります。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 川辺川ですけれども、脱ダ  
ムの時代背景があって、コンクリートから  
人とかどうたらこうたらという話で川辺川が  
ストップしたんですけれども、しかし、昨今  
のこの自然災害の甚大さといえますか、ゲリ  
ラ豪雨等の、まあ過去に経験のない激しい気  
象、その中で、流域住民の安全といえます  
か、命というのがどう守られていくかとい  
うのは、今後さらに関心が高まっていくと思  
うんですけれども、県としては、この点をど  
ういうふうにご検討おられるか。

○福山川辺川ダム総合対策課長 流域住民の  
安全を守るといことは大変大切なことであ  
って、県で今申し上げているのは、まず、ダ  
ムよら会議で積み上げた現対策を早急に実施  
をすることによって、少しでも現状の治水安  
全度を高めるということと同時に、最近東日  
本大震災なんかでも教訓として言われていま  
すように、ハード対策だけではなくて、想定  
を上回る災害が発生したときに、人命を守  
る、被害を最小化するソフト対策、こうい  
ったものにも力を入れていくということで、こ  
の2点については、強く住民の皆さんに訴え  
ております。

ただ、ハード面による治水安全度が、全国  
の直轄河川に比べて低いという事実につい  
ては重く受けとめておりまして、これへの住民

の意見については、現在国と対応について協議をしているところであります。

以上です。

○岩下栄一委員 わかりました。

流域住民の関心というか、心配というか、そういうものを十分把握されて対応されているわけですね。

○福山川辺川ダム総合対策課長 ダムよら会議での市町村長の御意見、そして、今回住民の直接の御意見を踏まえて検討をしております。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○高野洋介委員 ダムで質問なんですけれども、9月9日に五木村の今後の生活再建を協議する場があったというふうに今報告がありました。五木の村長から知事に、村の状況を把握してもらうため、ぜひお越しいただきたいというような要望があったというふうに報告がありました。日程は決まりましたか。

○福山川辺川ダム総合対策課長 現在調整をしております。

○高野洋介委員 誰の調整ですか。知事の調整なんですか、村長の調整なんですか。

○福山川辺川ダム総合対策課長 設定としましては、その前に、どういう場で行うということでの事務的な調整をしているところです。

○高野洋介委員 この五木村に関して、私いつも思うのが、スピード感がないんですよ、全てにおいて。五木村は、県内で最も高齢化が進んでいる地域というふうに私は認識して

おります。五木村の方々は、被害者という意識が非常に強いです。だから、私は、誠意を持って県は対応しなければいけないというふうに思っておりますけれども、調整というのが、もう9月の末ですよ。あしたから10月になるというところで、まだ調整ができてないというのが私は不可解でなりません。もう少し誠意を持って、ダム対も含めて、企画振興部長も含めて対応をしないと、五木村は時間がないですよ。それはみんなわかっているでしょう。そこを踏まえて、早急に、早急に五木の村長宛てに、きちんと調整をして、知事が行って対話ができるような環境をぜひつくってください。できますか。

○福山川辺川ダム総合対策課長 調整に努力します。

○田代国広委員長 ほかにありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

以上で、きょうの会議を閉じます。

次回の委員会については、11月7日金曜日午前10時からを予定しております。

なお、正式通知については、後日文書で行いますので、よろしくお願いたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時25分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する  
総務常任委員会委員長